



職長等の能力向上教育(製造業)開催のご案内

製造業における職長等の能力向上教育については、厚生労働省通達(令和2年3月31日付基発0331第7号厚生労働省労働基準局長通達)により、概ね5年ごと及び機械設備等の大幅な変更があったときに、能力向上教育を受けさせる必要があります。

つきましては、能力向上教育を以下のとおり実施しますので、該当する職長等は受講されますよう、ご案内申し上げます。

記

- 1 受講資格 職長等の安全衛生教育を受講後、概ね5年以上経過された方。
- 2 日 時 申込書(次頁)の日程のとおり
何れも開始時刻は午前8時40分頃からです。なお、終了予定時刻は午後4時30分頃です。
- 3 会 場 上越人材ハイスクール(上越市高土町3-1-15)

4 申込方法

(1) 受講料

会 員 ￥8,800 (テキスト代含む)

非会員 ￥13,200 (テキスト代含む)

なお、申込後のキャンセルや途中欠席などの場合でも受講料は返却できません。

(2) 申込先

別添(次頁)の申込書に受講料の振込領収証(写)添付してFAXにて申込下さい。

高田労働基準協会

☎ 025-523-9595

FAX 025-522-9599

〒943-0803

上越市春日野1-5-10

(3) 受講料振込先

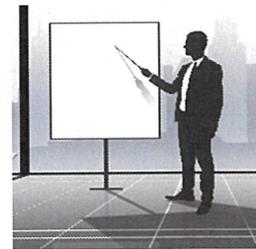
第四北越銀行高田営業部 普通口座No.1807300

名義人:高田労働基準協会事務局

(4) 定 員

各 25 名

定員なり次第、申込締切とさせていただきますので、事前に電話で事務局へ定員状況をご確認ください。



5 講習科目

(1) 学 科

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| ① 職長等として行うべき労働災害防止 | 2時間 |
| ② 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること | 1時間 |
| ③ 事業場における安全衛生活動・労働安全衛生マネジメントシステムの仕組など | 1時間 |

(2) グループ演習

- | | |
|---|-----|
| 事業場における安全衛生活動・危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる措置など | 2時間 |
|---|-----|

6 注意事項

- (1) 当日の受付は、午前8時20分～35分の間に済ませて下さい。
- (2) 受講票は発行しません。申込書(控・コピー)を提示して受付して下さい。
複数名同時で受付の場合は申込書(控)は1枚持参で差し支えありません。
- (3) 筆記用具を持参して下さい。 (4) 昼食は各自準備して下さい。

7 修了証の交付

教育終了時に交付しますが遅刻等で一部でもカリキュラムを欠席された方は交付いたしません。

「職長能力向上教育(製造業)」申込書

開催日	7月14日(火)	12月10日(木)
申込締切日	7月7日(火)	12月3日(木)

* 受講希望日に
○印を付して下さい

ふりがな 受講者名	生年月日	現住所 <small>*新潟県内在住者は県名省略可 *県外住所の方は運転免許証④など住所確認できるものを添付して下さい。</small>	受講番号 <small>(事務局記載欄)</small>
	昭和・平成 年 月 日生		

* 「職長等安全衛生教育」修了証(写)を必ず添付してください。

高田労働基準協会の 会員・非会員 いずれかに○印を付して下さい。
*事業者(代表者)の捺印不要です

年 月 日

事業所の名称

高田労働基準協会長 殿 事業所の所在地

事業者職氏名

*事業者(代表者)の捺印不要

ご担当者名：部署

(担当者名は姓のみで可)

*ご記入いただいた個人情報は本教育及び修了証の管理以外には使用しません。